

そ の 他

議案第46号

工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事
- 2 工 事 場 所 鳥取市東町一丁目271番地ほか
- 3 契約の相手方 鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社中電工鳥取統括支社
支社長 徳 永 健二郎
- 4 契 約 金 額 561,000,000円
- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 令和8年3月13日
- 7 契約締結の方法 制限付一般競争入札

議案第47号

財産を無償で貸し付けること（童謡館・鳥取世界おもちゃ館用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市西町三丁目202番地ほか1筆	3,412.55平方メートルのうち2分の1

2 相手方

鳥 取 市

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

4 理 由

童謡館・鳥取世界おもちゃ館は県と鳥取市が合築したものであり、双方の公共施設として使用するため、引き続き同市の鳥取世界おもちゃ館持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第48号

財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市糺町一丁目202番ほか11筆	1,366.82平方メートル

2 相手方

米子市

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 理 由

武道の普及と競技力向上を図るため、米子市営武道館の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第49号

財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取県営米子屋内 プールの建物及び用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市皆生温泉三丁目1379番	21,054.70平方メートルのうち14,325.98平方メートル
建 物 管理棟ほか (2棟)	米子市皆生温泉三丁目1379番	2,903.91平方メートル

2 相手方

米子市

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

4 理 由

県と米子市が締結した体育施設交換に関する協定に基づき無償譲渡したプール棟を含む（元）鳥取県営米子屋内プールについて、施設全体を一元的に管理するため、土地、

管理棟、体育館及びその付随施設を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第50号

財産を無償で貸し付けること（放牧場用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市河原町弓河内字兵円山404番9	4.5平方メートル

2 相手方

鳥 取 市

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 理 由

住民へ緊急情報を瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム（Jアラート）の再送信局設備を設置する鳥取市に対して、設置の用に供する放牧場用地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第 5 1 号

財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市昭和町 9 番 2 2 ほか 1 1 筆	1 4 0, 9 4 9. 2 9 平方メートル

2 相手方

境港管理組合

3 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで

4 理 由

境港の港湾施設用地に供するため、引き続き境港管理組合に無償で貸し付けようとするものである。

議案第52号

財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市立川町五丁目179番ほか4筆	246.71平方メートル

2 相手方

鳥 取 市

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 理 由

鳥取東高等学校の生徒等の交通安全及び利便性を確保し、市道として良好な管理を行うため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第 5 3 号

財産を無償で譲渡すること（円護寺川廃川敷地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市円護寺字土手ノ内 2 2 9 番 2 ほか 1 筆	6 0 . 9 6 平方メートル

2 相手方

鳥 取 市

3 理 由

円護寺川廃川敷地について、現在は地域住民の生活道路として利用されていることから、鳥取市が地域の実情に応じた管理を行うため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第54号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放棄する権利の内容

放棄する権利	金額	相手方
平成14年5月20日から平成15年3月27日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	43,516円	債務者 大阪府門真市 個人
平成14年10月16日から平成16年3月31日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	677,202円	債務者 岩美郡岩美町 個人 連帯保証人 岩美郡岩美町 個人
平成15年5月1日から同月11日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	73,980円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成17年7月1日から平成22年11月23日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	68,985円	債務者 鳥取市 個人

平成18年11月17日から平成28年3月4日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	29,136円	債務者 神奈川県鎌倉市 個人
平成19年3月13日から同年8月10日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	11,423円	債務者 鳥取市 個人
平成19年4月17日から平成21年2月26日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	11,085円	債務者 鳥取市 個人
平成21年11月21日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	3,789円	債務者 鳥取市 個人
令和4年11月4日及び同年12月16日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	70,250円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人

2 放棄する理由

当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。

議案第55号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>3人以内</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。この場合において、副広域連合長が<u>2人以上</u>あるときは、<u>あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長<u>1人</u>を置き、副広域連合長(副広域連合長が<u>2人以上</u>ある場合には、<u>広域連合長が指定する副広域連合長</u>)をもって充てる。</p> <p>6～9 略</p>	<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>1人</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。</p> <p>3 略</p> <p>(広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。</p> <p>6～9 略</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>	

議案第56号

県道の路線の変更について

次のとおり県道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線番号	変更前後の別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘 要
186	変更前	岩美停車場河崎線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井		
	変更後	岩美停車場新井線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井		
256	変更前	陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上	岩美郡岩美町大字岩井		
	変更後	浦富岩井線	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡岩美町大字岩井		
325	変更前	岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本	岩美郡岩美町大字浦富		
	変更後	網代港岩美インター線	網代港	岩美郡岩美町大字浦富		

議案第57号

天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについて の議決の一部変更について

次のとおり天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和58年3月3日議決）の一部を変更し、令和7年4月1日から適用することについて、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
関 係 市 町	負 担 す べ き 金 額	関 係 市 町	負 担 す べ き 金 額
倉吉市		倉吉市	

<p>三朝町 湯梨浜町 北栄町</p>	<p>排水 1 立方メートルにつき 108円</p>	<p>排水 1 立方メートルにつき 93円</p>
-----------------------------	----------------------------	---------------------------

議案第58号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、令和7年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村負担金の額		事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの		土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの

1 略			
2 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手育成畑地帯総合整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業	工事費の100分の10に相当する額 工事費の100分の10に相当する額	工事費の100分の25に相当する額	工事費の100分の25に相当する額
3 畑地帯総合整備事業(国営造成施設撤去業)	工事費の100分の5に相当する額		
4 略			
5 略			
6 略			
7 略			
8 略			
9 略			
10 略			
11 略			
12 略			

13 略	12 略
14 略	13 略
15 略	14 略
16 略	15 略
17 略	16 略
18 略	17 略
19 略	18 略
20 略	19 略
21 略	20 略
22 略	21 略
23 略	22 略
24 略	23 略
25 略	24 略
26 略	25 略
27 略	26 略
28 略	27 略
29 略	28 略
30 略	29 略
31 略	30 略

<p>32 略</p>	<p>31 略</p>
<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定農山村地域における<u>農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</u></p> <p>6 略</p>	<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定農山村地域における<u>農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域</u></p> <p>6 略</p>

議案第 59 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 契約の相手方

住 所 広島市

氏 名 戸 野 克 則

資 格 税 理 士

2 契約の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 費用の算定方法

9,320,000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

議案第60号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

令和6年12月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償請求事件に係る訴えの提起について

損害賠償請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

兵庫県宍粟市 個人

2 訴えの趣旨

令和4年（ハ）第65号損害賠償請求事件につき、令和6年12月9日言渡しのあった龍野簡易裁判所の判決を不服として控訴するものである。

